

浜松市公告第676号

浜松市の発注する浜松医療センター新病院整備事業基本設計業務委託について、下記のとおりプロポーザルを実施し、事業者を特定するので、浜松医療センター新病院整備事業基本設計者選定プロポーザル実施要領第3条の規定に基づき公告する。

平成27年7月28日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 予定業務概要

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 業務委託名 | 平成27年度
浜松医療センター新病院整備事業基本設計業務委託 |
| (2) 業務委託の場所 | 浜松市中区富塚町及び佐鳴台五丁目 地内 |
| (3) 業務内容 | 別紙「基本設計業務委託概要書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約の日の翌日から平成29年2月28日まで |
| (5) 委託予定額 | 113,000,000円(税込) |

2 担当部署

浜松市財務部調達課 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
電話：053-457-2176
FAX：050-3730-3713
メールアドレス：tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は単体企業又は浜松市建設共同企業体取扱要綱に準じて結成された設計等特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を満たす者とする。共同企業体は2者で構成し、構成員の出資比率は20%以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。

単体企業は、(1)から(9)までを満たしていること。また、共同企業体は(4)の要件を満たし、かつ、すべての構成員が(1)から(3)まで及び(5)から(9)までの要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示

- 第 390 号) の規定により、平成 27・28 年度における建築関係コンサルタント (建築一般) の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示 (平成 20 年 10 月 1 日告示第 390 号) の規定により、平成 27・28 年度における建築一式工事の競争入札参加資格の認定を受けていない者であること。
- (4) 単体企業又は共同企業体の代表構成員として平成 12 年以降に設計業務が完了した一般病床 300 床以上かつ延べ面積 25,000 m²以上 (増築にあつては当該対象部分の面積を対象とする。) の病院の新築・改築・増築の基本設計又は基本実施設計業務を受託した実績を有する者であること。
- (5) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) に規定する一級建築士を 5 名以上雇用していること。
- (6) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止中でないこと。
- (7) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (8) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等 (同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始に申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

4 参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

- (1) 浜松医療センター新病院整備事業基本設計者選定委員会の委員及びその 3 親等以内の親族 (以下「委員等」という。) を総括責任者又は主担当者とする者
- (2) 委員等が役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。共同企業体の場合は、各構成員の役員等をいう。) をしている営利組織
- (3) 共同企業体の構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

本募集のスケジュールは下記のとおりとする。

区分	期日又は期間
公告	平成 27 年 7 月 28 日(火)
参加意向申出書及び提案書(一次審査用)の受付	平成 27 年 7 月 29 日(水)～平成 27 年 8 月 17 日(月)
質問受付	平成 27 年 7 月 29 日(水)～平成 27 年 9 月 30 日(水)
参加資格確認結果の通知	平成 27 年 8 月 28 日(金)
一次審査結果及び提案提出要請の通知	平成 27 年 8 月 28 日(金)
提案書(二次審査用)の提出	平成 27 年 8 月 31 日(月)～平成 27 年 10 月 30 日(金)
ヒアリング審査	平成 27 年 11 月 6 日(金)
事業者の特定結果通知	平成 27 年 11 月 12 日(木)

6 応募手続き

(1) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意向申出書を提出すること。

ア 提出期間 平成 27 年 7 月 29 日(水)から平成 27 年 8 月 17 日(月)まで(浜松市の休日を定める条例(平成元年 12 月 20 日浜松市条例第 76 号)第 1 条に規定する日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)とする。

イ 提出書類

書類	書式	提出部数	その他
参加意向申出書	様式 1-1	1 部(紙)	
資格調書	様式 1-2	1 部(紙)、電子データ	
提案書(一次審査用)	様式 2	1 部(紙)、電子データ	
協定書の写し	様式 1-3	1 部(紙)	共同企業体で参加する場合

ウ 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(郵送の場合は、封筒に「参加意向申出書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。)

オ その他 電子データは PDF 形式とし、ラベルに申出者名を記載した電子媒体(CD-R) 1 枚に格納して提出すること。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は参加意向申出書の提出期限日とする。

(3) 提案要請者の選定

参加資格を有する者の中から、一次審査により提案書の提出を要請する者を4者程度選定する。

(4) 参加資格の確認結果等の通知

参加資格の確認結果及び提案要請者の選定結果は、参加資格確認結果等通知書により通知する。

(5) 参加資格が認められなかった者等の理由説明要求

参加資格が認められなかった者及び提案書の提出を要請されなかった者は、市に対し、次によりその理由について説明を求めることができる。

ア 提出期限 平成27年9月4日（金）午後5時

イ 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）

ウ 提出方法 任意の様式に記載のうえ持参すること。

(6) 参加資格が認められなかった者、提案書の提出を要請されなかった者及び6(1)アによる提出期間内に同イに定める書類を提出しない者は本プロポーザルに係る提案書の提出を行うことができないものとする。

(7) 現場説明会

現場説明会は開催しない。

7 提案書（二次審査用）の提出

(1) 提出期間 平成27年8月31日（月）から平成27年10月30日（金）まで（浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

(2) 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）

(3) 提出書類

書 類	書 式	提出部数
提案書（二次審査用）	様式3	1部（紙）
課題に対する提案	様式4-1～5	正本1部（紙）、副本10部（紙） 電子データ

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

（郵送の場合は、封筒に「提案書在中」と朱書きのうえ、書留郵便とし、提出期限までの必着とする。）

(5) そ の 他 電子データはPDF形式とし、ラベルに提案者名を記載した電子媒体（CD-R）1枚に格納して提出すること。

8 提案書作成上の留意点

- (1) 様式3及び様式4-1から5の正本はステープラ（ホッチキス等）でとめること。
- (2) 様式4-1から5の副本は表紙を付けてステープラ（ホッチキス等）でとめること。
なお、表紙には提案者名を記載すること。
- (3) 文字は10ポイント以上を基本とし、読みやすさに配慮すること。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価のためモノクロ複写するので、見易さに配慮すること。
- (5) 記載漏れのないよう注意すること。（記載のない項目がある場合、当該項目に係る評価は0点とする。）

9 計画条件、契約書案等について

次に掲げる書類（以下「計画条件等」という。）は、以下により閲覧させ又は公開する。

(1) 計画条件等一覧

1	浜松医療センター新病院整備事業計画条件
2	浜松医療センター新病院整備事業基本設計者選定プロポーザル審査基準
3	浜松医療センター新病院整備事業基本設計業務委託概要書
4	契約書（案）

- (2) 閲覧期間及び公開期間 平成27年7月29日（水）から平成27年10月30日（金）まで
（ただし、閲覧の場合は、浜松市の休日を含める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時までとする。）
- (3) 閲覧場所 浜松市役所（財務部調達課）
- (4) 公開場所及び入手方法 浜松市役所ホームページの発注情報のページからダウンロードして入手すること

10 計画条件等に関する質問

- (1) 提出方法 計画条件等に関する質問は、質疑応答書（様式5）により電子メールで提出すること。また、電子メール送付後、担当部署あて質疑応答書を提出した旨電話連絡すること。
- (2) 質問範囲 質問事項は、本公告及び関係資料の細部説明及び補充的なものに限る。
- (3) 受付期間 平成27年7月29日（水）から平成27年9月30日（水）まで（浜松市の休日を含める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）第1条に規定する日を除く午前9時から午後5時まで）とする。
- (4) 回答方法 質疑応答書に記載されたメールアドレスあて電子メールにて送付する。
- (5) 質疑応答書の公開 質疑応答書は浜松市ホームページにて公開する。

1 1 提案書に関するヒアリング

次により提案書に関するヒアリングを実施する。

- (1)実施日時 平成 27 年 11 月 6 日（金）
各提案者のヒアリング予定時刻は別途通知する。
- (2)実施場所 浜松市役所内会議室（予定） 詳細は後日連絡する。
- (3)出席者 業務実施体制に記載された総括責任者及び意匠主担当者の 2 名とする。
- (4)その他 ヒアリングは、提出された提案書のみで行うこと。
提案者を特定することができる内容を明示しないこと。

1 2 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2)本公告に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3)提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4)ヒアリングに出席しなかったもの。
- (5)本公告に定める以外の方法により、委員等又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接又は間接的に求めた場合。

1 3 事業者の特定

(1)評価基準

提案書は、「浜松医療センター新病院整備事業基本設計者選定プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

(2)審査結果の通知

事業者を特定したときは、特定された者（以下「特定者」という。）を含めた提案書の提出を要請した者に書面により通知する。

1 4 特定者とならなかった者の理由説明要求

特定者以外の者は、次により特定者とならなかった理由について説明を求めることができる。

- (1)提出期限 平成 27 年 11 月 20 日（金）午後 5 時まで
- (2)提出場所 浜松市役所（財務部調達課）
- (3)提出方法 任意の様式に記載のうえ持参すること。

1 5 その他

(1)経費負担

本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 業務委託仕様書

別紙基本設計業務委託概要書及び特定者の提案書を基本に、浜松市と特定者が協議の上、基本設計業務委託仕様書を作成する。なお、基本設計業務委託仕様書作成の協議に要する経費は、契約金額と別に支払わないものとする。

(3) 契約に関する協議

本プロポーザル終了後、前項の仕様書に基づき、特定者と1(1)に示す業務委託の契約についての協議をする。

(4) 提案書の取扱い

- ア 提出された提案書は、事業者を特定する以外に、提案者に無断で使用しないものとする。
- イ 提案書及び各参加者の評価内容は公開しないものとする。ただし、本業務の契約をした者の提案書については公開する。
- ウ 提出された書類は、事業者の特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。
- エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく使用することはできないものとする。
- カ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- キ 提出された書類は返却しない。

(5) 評価結果の公開

- ア 評価結果の公開は、提案者の申し出に限り申出提案者分と特定された者の評価点を公開する。
- イ 情報公開請求があった場合には、個人情報、法人の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、特定者の名称及び評価点、その他の者の評価点（業者名は除く）に限り公開する。

(6) 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、特定者として選定されている場合は次順位の者と手続を行うものとする。

(7) 本業務委託を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している新病院整備事業に関する実施設計業務の随意契約についての協議を予定している。